

牛久市教育委員 2 月定例会会議録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 2 0 日（木）午後 2 時 3 0 分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4 階 第 3 会議室
3. 出席委員 川村 始子・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外
の出席者 教育部長 小川 茂生
次長兼教育総務課長 吉田 充生
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝
教育施設課 課長 北島 道夫
教育支援課 課長 柴山 信一
生涯学習課 課長 糸賀 珠絵
中央図書館 館長 山越 義弘
教育総務課 主査 小河原 晋
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 宮本 芳子
7. 議事事項 議案第 2 号 令和 7 年度学校医・学校薬剤師の委嘱について
議案第 3 号 牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 4 号 牛久市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する訓令について
議案第 5 号 牛久市教育委員会点検・評価（令和 5 年度対象）について
議案第 6 号 牛久市教育振興基本計画実施計画（令和 7 年度～令和 9 年度）の策定について
報告第 6 号 令和 6 年度牛久市物価高騰対策に対応するための放課後児童健全育成事業者への補助金の交付に関する告示の制定について
報告第 7 号 専決第 3 号 令和 6 年度 3 月補正予算について
報告第 8 号 専決第 2 号 令和 7 年度牛久市一般会計予算について
報告第 9 号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
報告第 1 0 号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。

教育長	会議録署名人 宮本 芳子委員を指名する。
次長兼教育総務課長	初めに、議案第2号「令和7年度学校医・学校薬剤師の委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。 議案第2号、令和7年度学校医・学校薬剤師の委嘱について説明いたします。 来年度の学校医と学校薬剤師につきましては、牛久市医師会と学校薬剤師会牛久支部から変更推薦がありましたので、新たな学校医及び学校薬剤師を委嘱するものです。 議案書を1枚めくっていただきまして、牛久第一中学校に学校医として植松整形外科耳鼻咽喉科クリニックの植松先生に委嘱をしておりましたが、ひたちの晴嵐呼吸器内科の三浦由記子先生にお願いすることになります。 次に、牛久第三中学校に学校医として中野医院の中野 温先生に委嘱しておりましたが、まつなみクリニックの松波克弘先生にお願いすることになります。 次のページになりまして、ひたち野うしく中学校に学校薬剤師としてひたち野薬局東店の月井 智先生に委嘱しておりましたが、つくばセントラル病院薬剤師の高橋正明先生にお願いすることになります。 変更の先生方につきましては、令和7年4月1日から委嘱することになります。 それから報告なんですが、神谷小学校と牛久三中、第一幼稚園の2校1園で学校薬剤師をお願いしている阿部淳子先生なんですが、鈴木薬局が閉店したことに伴いまして、勤務先がひたちのひがし薬局に変更になったので、ご報告をいたします。 以上です。 議案第2号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第3号「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	それでは、牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

	資料の新旧対照表をご覧ください。 2枚めくっていただきまして、新旧対照表です。第3条の（7）というところがあると思います。 夏季休業日をこれまでは7月21日から8月27日までとしておりましたが、来年度からは8月31日までとしたいと考えております。 また新旧対照表でいうと、第16条の4ですけれども、事務職員の標準的な職務内容というのがありまして、学校事務職員の校務運営のさらなる参画を図るために、学校事務職員の標準的な職務内容を定めるための規定を追加するものです。標準的な職務内容については議案第4号で上程しております。 学校管理規則については以上です。
教育長	これは、第3条のほうは分かったんですけれども、事務職員の標準的な職務内容は第16条の4ということで今あるものの上に来るという形ですね。
次長兼教育総務課長	下の、今ある間に入れたので、そうですね。
教育長	それでは、事務局の説明が終わりました。質問はありませんか。
吉原委員	1点すみません。 元のようにですね、8月31日に変更するのは大賛成なんです。夏休みを短くして喜ぶのは保護者だけであって、子供は1日でも長いほど喜ぶので、8月31日にするのは大賛成なんですけれども、これを短くした経緯がきつとあると思うんですよね。私もそのときまだ教育委員じゃなかったから、あれなんですけれども、確か授業時数を確保するというね、大目的で日にちを変更しました。そしてそれに伴って、学校行事の見直し、削減、そういうものを進めてきて、もちろん創立記念日も休みじゃなくなりました。開校日になりました。それから、あのとき確かね、11月13日は茨城県民の日も登校日にしようということになってたと思うんです。ところが県の条例でね、公立の小中学校高校は休校措置を取ると条例でなっているので、多分それに合わないんで、クレームがついたかどうか分かりませんが、県民の日はそれまでどおりの休みにしたという、そういう経緯が多分あったと思うんですね。それをまた今度戻すということは、やはりそれなりの説明をきちんと保護者、子供、学校に、地域に説明する必要があると思うんです。このときに間違っても教職員の働き方改革の一環みたいな言い方をされると、地域がものすごく、保護者が反発すると思います。なぜならば、この夏休みが2日短くなったことによって、働いてる方たちが、その間お昼とかね、そういうのを気にしなければならなかったわ

次長兼教育総務課長	けね。それをあえてまた戻すということに、大義名分をどうつけるのかなと。そういうところをちょっと心配しております。延ばすことには賛成。でもその説明をきちっとしていただくことを求めます。 以上です。 こちらについては当然ですけれども、現場の学校のほうとの調整の上での体制になります。授業時数についても、ご指摘のとおり、ある程度授業時数を確保するために短くしたというのはもうおっしゃるとおりです。その中で、これまでそういった中でやってきた中で、まず当然国のほうの方向性としても授業時数は少なくなってくるので、そちらの国の示す授業時数との関連で検討した結果、現場では31日までの夏休み期間としても十分授業時数は確保できると判断したので、元に戻すということ。それとあとは、やはり夏休みというか、夏、暑い日が続きますので、学校としても、暑い時間帯をなるべく学校に行くようにするについては、管理できる限りはしたい、保護者の意見はいろいろあるでしょうけれども、登下校の猛暑対策についてもいろいろ申し上げることはありますが、そういった暑さ対策の意義もあったと聞いています。そういった面で、その点を総合的に考えて8月31日までとするということで、話がまとまったということです。
吉原委員	分かりました。 そのとおりだと思うんですね。今、温暖化というか異常気象によって、すごく9月の中旬くらいまで暑くて登下校かわいそうだななんてのは、皆さん思っている事だと思うんです。ただ一方で、保護者はですね、夏休み、短くていいという動きになりつつあるんですね。それは給食費が無償化になるということとリンクするのもかもしれないですけども、夏休みだとお昼の世話をしなくちゃいけない、それから、冷房、クーラーを使うしかない。電気代が上がる。そういうことがあって、保護者の要望としてはね、夏休み短くすべきじゃないかというようなあれも出てきているんですね。ですから、そういうことをきちっと勘案した上で、これがこう決まりますよと、こういう目的で変えますよとしていくことが私は大事だと思うんですね。確かに子供のことを考えたらば、登下校を減らしたほうがいいってなるけれども、一方で、次長も分かっているとだと思うんですけども。家庭においておかれることによって、エアコンは切られちゃって使えない、それから給食がないために昼食を食べられないというお子さんが出ているという現実もあるんですね。だから、その辺をどうするのかということ考えた上で、8月31日まで延ばすということを提案していただきたいなと思います。

磯山委員	私はちょっと後段のほうなんですけれども、改正のところはこれまでというのは、ずっとなかったということですか。
次長兼教育総務課長	これは新規の加筆です。
磯山委員	これは、どうして加筆をするという形なんですか。逆に今までどういうふう に実務上はされていたんですか。
次長兼教育総務課長	こちらについては、実務上は実際問題はそういった事務はやっておりまして、明文規定がなかったということになります。したがって、明文規定がないために、どういう仕事をするのか、どういった必要性があるのか、そういったことを明文化して、学校事務の必要性や目的、趣旨などを明文化して規定するという方が、現場としても仕事がやりやすいだろうと、また学校としても事務さんに主体的に学校運営に関わってもらって、むしろ校務に関わってもらうということを明確にしたという趣旨でございます。
磯山委員	今まで事務規定みたいなものはなかったんですか。
次長兼教育総務課長	こういった形の、どういうことを列挙するような、次に説明しますが、こちらのような規定は今までなかったです。
磯山委員	そこを明確化したってことでいいですか。
次長兼教育総務課長	そうです。 議案第3号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第4号「牛久市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する訓令について」、事務局より説明をお願いいたします。

次長兼教育総務課長	それでは、ただいまの学校管理規則の中にありました事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する訓令についてご説明いたします。 こちらの訓令につきましては、学校事務職員が校務運営に主体的かつ積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とするもので、標準的な職務を別表第1、専門性を生かして積極的に参加すべき職務を別表第2に規定しています。ほかの職員と連携協力して職務を効率的に遂行するとともに相互に主体的に関わることで、学校全体の活性化にもつながると考えております。条文を見ていただくと分かります、非常に柔軟な規定になっておりますので、校長の裁量で様々な対応ができるものと考えております。 以上です。
教育長	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。
宮本委員	別表第2の校務運営で、保護者、地域住民、関係機等との連携及び教育の推進、この辺りなんですけれども、これは、おくの義務教育学校といえ恐らく私たちは教頭先生と今まで全て連絡をしていたんですけれども、それがこの規定によると、これからは事務の方と仕事をしていくという形になりますか。
次長兼教育総務課長	必ずしも仕事の役割を移転するというか、変わるわけではなくて、別表第2については積極的にもっとこっちのほうにも参画したらどうでしょうという、参加できるようにしていきましょうという規定ですので、特に学校のほうで、今まで教頭先生でやっていたものを事務のほうに完全に移管するというのは、その学校それぞれで決めていただいて結構でございます。
宮本委員	すごく柔軟な形で仕事を分担したりあるいは協力したりって話ですか。 (「はい」の声あり)
教育長	事務の方にも関わっていただくというような、きっと趣旨のもので。
磯山委員	この事務の職員というのは具体的にはどのぐらいの方がいて、どういったふだん仕事をされているのか、ここに書いてあることをされているということなんですか。

次長兼教育総務課長	基本的には、別表第1というのが非常に標準的なというか、今までやっているということです。いろいろICTの普及だとかいろいろと仕事の幅を広げることができるような環境にもなってきたので、事務職員の方々も校務の全般に関わってもらえるようにしようというのが一つです。各学校に基本的には1人です。大きな学校については2人いる場合もありますが、ほとんどは1人です。
磯山委員	主体的かつ積極的に参画というのは、具体的にどういったものをイメージされてつくっているんですか。
次長兼教育総務課長	具体的にといいますか、もちろん今までも当然事務職員の方、積極的に関わってきた方たくさんいらっしゃいますが、どちらかというとあまりルールどおりというか規定どおりというか、今までやってきたとおりのいうか、そういったことしかあんまり携わらないような事務職員もかつていたんだと思うんです。そういう中で、今いろんな、様々な先生方の仕事もいろいろたくさん多くなってきた、なるべく簡略化する、省力化する方向で、今、学校の仕事って削減というか少なくするというか、時間数は少なくするようにという報道もあると思うんですけれども、そういった中で学校事務職員についてもなるべくたくさん関わってもらって、少しでも教員の負担を減らすような取組というのは、全国的にもなされているので、そういったことも含めてもっと主体的にやってもらいたいという趣旨だと思います。ちなみにこれは牛久市だけがつくったわけではなくて、全国的にこういうふうな規定をつくってくださいねという国からの、提案があって、それを受けて牛久市でもこういった規定をつくったという流れだと思います。 以上です。
宮本委員	そうすると、事務職員の方のいわゆる職務内容とかジョブディスクリプションがあって、このくらいこの仕事をやります、プラスアルファで主体的に関わって、主体的というのはちょっと非常に難しく、自分から進んで手伝いなさいという、平たく言えばそういう形なんではないでしょうか。そういうことですね、（「そうそう」の声あり）平たく言えば協力して学校に携わってくださいねってことですね。そうすると職務内容が増えるわけですよ。そうすると職務内容が増えると、通常考えられるのは、その分お手当が増えるとか、何かそういう大体そうですね、仕事の内容が増えればその分お支払いする、増えるんですけれども、これはこの規定によって増えたりするんですか。（「それは

	ないですね」の声あり)
次長兼教育総務課長	それは規定されておられません。この方々は市の職員ではなくて、県費負担職員でありますので、市のルールでもって決めている、報酬等を決めている職員じゃないんですが、県の条例等ではそういった、これをつくったことによって条例が変わるということは聞いておりません。
吉原委員	こういう仕事を事務職のほうに参画してもらうというのは、学校が一体化していくという上で、今までも多分やっていたと思うんですけども、そこに明確な違いがあったのは、管理責任なんですよ。校長と教頭には管理責任というのがあって、こういう業務について責任を負うからできるんですけども、例えば事務職が多分、明確に事務職の仕事として位置づけられていないところに入ってきますので、その仕事をやっている上で、責任問題が出たときにどうなるのかなというのはちょっと心配です。自分が管理職をやっているときは、事務の先生に任せるときに、先生がやったことについては全部校長が責任取りますよという形にして手伝ってもらっていたわけなんですけれども、こういうふうに条例化されてね、行ったことによると、それもう明確な仕事として入るから、事務職が何か不都合があったとき、責任を取るのかなというのがちょっと一つ疑問があります。その辺ちょっとどうなってるのか聞きたいですね。
次長兼教育総務課長	こちらの表示形式としては訓令という表示形式というルールなんですけれども、これについてはあくまでも学校の管理責任というのは校長先生にあるので、これは職務として当然事務員の方がこういう仕事をやってくださいというか、やるといいですよ、やっていきましょうねというニュアンスのルールです。これは責任というのは、ほかの一般の担任の先生だとか、ほかの栄養教諭とか、そういった方々と校長先生の関係と同じように、あくまでもやったことの責任は対外的には校長先生になっているので、それ以外の内部的な責任とは別として、対外的には、特にその責任の所在を変えるほどのルールではないので、決まりとかそういった規定ではないので、責任ということになってしまうと、万が一ミスが起こった場合に、こういう業務をやったからこの業務をやった人が責任を取るというのではなくて、校長先生が責任を取るというふうに理解しています。
吉原委員	そうすると、主体的というよりは、あくまでも校長、教頭の命令、職務命令とかそれによって行うということで考えてよろしいですか。でも、主体的にやるという。

八木橋委員	標準的な職務の内容プラス参画する職務の内容というのが増えるわけですが、これは事務職員の先生方に説明などはされるんですか。
次長兼教育総務課長	もちろん説明をするといいますか、これをつくったのは事務職員です。ですのでそういった、こういうのを作ったらどうでしょうというのが国から示されて、事務職員が自らの考えで、牛久に合ったルールはどういったのかという形でこういうふうな形をつくってきたと。それで我々と議論をして、これでいきましょうということで今日ここで提案してるということです。
教育長	昨日、事務職員の会合があったんですが、この書類を見ていただいていますので、認める形で進んでいるということでございます。 議案第4号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	続きまして、議案第5号「牛久市教育委員会点検・評価（令和5年度対象）について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	毎年お諮りしますが、牛久市教育委員会点検・評価について、説明いたします。12月の定例会で素案を提示しまして、前回の1月定例会でご検討等をいただいております。ご意見等を基に修正し、また筑波大学の浜田博文教授に学識経験者としての外部評価を加えたものをご確認いただきました。再度ご意見等があればご指摘いただきまして、修正については責任校正の上で確定としたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
教育長	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
宮本委員	4ページなんですけれども、苦戦されると予想される教職員に対しては、支援要請のある前に、昔、支援が入ったことによって非常によかったというふうに記憶してたんですけれども、この令和5年度に関しては対応が後手に回って

	しまったってあったんですけども、記憶したところによると、非常に先に分かって支援が入ったのでよかったという年もあったと思うんですけども、この令和5年度に関してはちょっと後手に回ってしまったのでしょうか。
次長兼教育総務課長	だと思いますね。
宮本委員	以前、すごく前もって大体予想できるから、先に指導課が入ってっちゃって、もう、してよかったよという、そういう年もあったと思うんですね、令和5年度は残念ながらそれができなかったんだというのは何かちょっと残念だったかな。でも、これは令和5年度のことですし、去年は令和6年度なので、もっとちょっと一つ前の年のことなので。これはちょっと残念だったなというのが一つこれを読んでいて、思いました。前はできていたのになというのがあったので。 あとは13ページなんですけれども、この目標値なんですけど、現在値100%、特別支援研修会に参加したことある市内小学校の教員の割合が100%、2024年度の目標が50%、これは、日々の授業づくりのほうの支援へとシフトしたから50%で目標値を100から50。現行できてたのが50に目標値を下げているってことですよ。
次長兼教育総務課長	そうですね
宮本委員	そういうことですよ、研修会ではなくて、日々でやるって感じですね。確認はそれだけですかね。あとは、細かいちょっと書き加えることとかなので、あと付箋付けとかして、お渡しします。
次長兼教育総務課長	そうですね。
八木橋委員	私も13ページで宮本委員と全く同じことを思ったんですが、そのほかに支援を要するお子さんが増えている中で、少しでも早くその子にとって必要な学びの場を提供してあげることが大切だと感じています。これまでに落ちつかずに授業に集中できない子を見てきましたが、クラス全体も落ちつかなくなってしまう。この目標値は現在値が理想で、多くの先生方に研修を受けていただきたいですし、いろいろな子の特性を知ること、先生方の対応も変わってくると思うので、特に新任の先生には受けていただきたいなと感じました。 あと3ページですが、毎年思うんですけども、うちどくの実施率が低いことがとても気になります。すごくいい取組であると思うんですが、せめて低学

教育長	年だけでも親子で本に親しむ時間をつくれたらと思います。 ４７ページにあるように、読書づくりのきっかけとして、幼児を対象にするのもいいと思うので、幼児期からこの取組が定着することで小学校に入ってから、抵抗することなく取り組めるかもしれません。 以上です。 議案第５号について出席者全員の賛成を得る。
次長兼教育総務課長	次に、議案第６号「牛久市教育振興基本計画実施計画（令和７年度～令和９年度）の策定について」、事務局より説明をお願いいたします。 こちら例年、巡視しているものになります。今後の３か年の予定になっておりますが、３か年のうちで額が違うものについてはその理由を記載しておりますが、あくまでも将来の予定であること、財政担当との打合せ等が必要なものがあるので、理由が記載できないこともあることをご了承いただきたいと思っております。 内容としてはご覧のとおりです。 議案第６号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	次に、報告第６号「令和６年度牛久市物価高騰に対応するための放課後児童健全育成事業者への補助金の交付に関する告示の制定について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼教育総務課長	２月７日の臨時議会に上程するというので、１月の定例会で説明した内容です。物価高騰に対する民間児童クラブの運営を支援する事業について、補正予算を上程し可決されております。物価高騰の影響を受けて光熱水費の負担も大きくなっている民間の児童クラブ事業者に対して、そのサービス提供体制を維持するため、重点支援交付金を活用した補助金を交付するための告示です。市内で対象となる児童クラブは２つ。南２丁目にあるＹＭＣＡわいわい児童クラブ牛久センター、それから中央１丁目にあるやまびこ家族・大志の家という児童クラブです。それぞれ前年度の実績からＹＭＣＡわいわい児童クラブ牛久センターには２万５,０００円、やまびこ家族・大志の家には３万円を物価高騰分として交付するものです。

教育長	以上です。 報告第 6 号について質疑を受けるが質疑なし。 次に、報告第 7 号「専決第 3 号 令和 6 年度 3 月補正予算について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に、教育委員会の意見聴取として市長が教育に関する予算を議会に上程する場合は教育委員会の意見を聞くこととなっておりますので、教育委員会に諮るのですが、議会の補正予算については日程の都合上、委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長の専決をさせていただきましたので報告いたします。 まず教育総務課の内容からご説明いたします。 ページは 13 ページの一番上、37 番、奨学金条例に基づき就学を支援するという項目になります。 牛久市には奨学金がございまして、毎年、前年度の奨学金の給付の財源として奨学基金から取崩したものにしましては、次の年に基金に積立てを行っております。昨年度は 432 万円を交付しておりますので、今年度 432 万円をそのまま同額を基金に積むために補正を組んでおります。それと基金ですので利子が出てまいります。利子についても、基金に積むようになっておりますので、6,000 円を基金に積立てると。③番の奨学金の減額というのは今年度の奨学金予算を取ってございましたが、予定よりも 108 万円少なかったものですからそちらを減額するということの補正予算を組みまして、総額増減合わせまして 325 万 6,000 円の増額補正を 3 月議会に上程しております。よろしく申し上げます。
教育施設課長	私のほうから、増額の補正予算を組んでおりますので説明いたします。 今の 13 ページのですね、番号 41 番、小学校の空調施設を更新するという部分なんです、校舎、教室のほうの空調設備の設置から 15 年以上経過しているものが次々として出ていところで、牛久小学校、岡田小学校、牛久第二小学校、こちらの普通教室、特別教室に設置している空調機、こちらを更新するために 3 月の議会のほうに 1 億 7,979 万 8,000 円を増額補正を計上したとあったところでございます。 その下が 42 番の小学校の照明設備を更新するなんです、こちらの学校の中の体育館とプール、こちらはまだ水銀灯を使っている学校がございまして、今、水銀の国際法上の関係もあって、製造が中止されています。LED 化がちょっとまだ進んでいないので、今回牛久小学校、向台小学校、神谷小学校の体

教育支援課長	育館、それとひたち野うしく小学校のプール、こちらのほうについて照明のLED化を図るために、9,975万4,000円の工事費を計上したといったところであります。 同じくLEDの照明としてその下の45番ですね。 中学校のほうになりますが、下根中、南中の体育館、あと牛久一中の武道場も同じように、水銀灯をまだ使用してますので、こちらのほうも工事を行うために5,316万円工事費のほう増額補正をしていくといった状況でございます。 私のほうからは以上です。 教育支援課の柴山です。よろしくお願いします。 3月補正予算の教育支援課分となります。 まず歳入予算についてです。 資料の3ページ、22、24、小学校、中学校と分かれておりますが、GIGAスクール運営支援センターの補助金ということで、120万1,000円、60万1,000円それぞれ上がっております。こちらについては小中学校のGIGAスクールネットワークの保守及び運用保守に係る国の補助金となります。 次に歳出予算のほうです。 10ページの18、公立保育園の運営に必要な人材を配置するの①幼児教育指導員の報酬及び費用弁償が不足する見込みとなりましたので、不足分4万1,000円を増額するものとなります。 続きまして13ページ、38、教育コールセンターを運用するの①不足する会計年度任用職員の費用弁償が増額する見込みとなりましたので、不足分1万3,000円を増額するものとなります。②のほうは決算見込みにより報酬139万5,000円を減額する見込みとなりまして、差引き138万2,000円を減額するとなっています。 次の39、指導主事が学校を指導支援するの①県費負担指導主事5名分の負担金が人事院勧告による給与改定があり不足することとなりました。104万1,000円を増額するものとなります。②会計年度任用職員の報酬が不足するということになりましたので、不足分合わせて118万1,000円の増額ということになります。 同じページの44、中学校を管理運営するの①用務手報酬の増額として不足が生じますので、29万円増額いたします。中学校を管理運営する事業の中で、他に電気料などの決算見込みによる565万円を減額するということがありますので、差引き536万円の減額となっております。 支援課からは以上となります。
中央図書館長	中央図書館です。 中央図書館につきましては、14ページの上から2段目ですね。 款が10の教育費、項が5の社会教育費、48番決算見込みによる減額の7件のうちの2件ありまして、こちらのほうにつきましては中央図書館の維持管

生涯学習課長	理費の中で光熱水費と委託費のほうの減、合わせまして５８０万円になります。光熱水費につきましては電気料になりまして、こちらのほうは当時国の助成補助がなくなるようなお話があったので、まずそれに見込んでちょっと多めに取っていたところの部分の５３０万円を減にするものであります。もう一つは、５０万円につきましては、こちらは契約差金ということになります。 図書館は２件になります。 以上です。 続きまして、生涯学習課所管の補正につきましてご説明申し上げます。 図書館と同じく１４ページの上から２つ目、数番で４８番の決算見込みによる減額７件のうち、生涯学習課も減額が２件になります。増額はございません。 ２件の内容につきましては、まず１件は中央生涯学習センターですけれども、図書館と同じく電気料につきまして当初の見込みまで至らなかったものですから、２００万円の減額をしております。２００万円というところとすごく多い感じがするんですけれども、当初はもう１，５００万円以上計上しておりますので、電気料の高騰見込まれましたので持っていたものですが、減額することができました。 もう１件につきましては、奥野生涯学習センターの外構移設工事でございます。 こういった外構かと申し上げますと、奥野生涯学習センターの横に隣接する県道を新設する工事を予定されておりました。県道の新設工事はちょっといつになるか分からないんですけれども、それに伴って生涯学習センターのかかる部分の植栽ですとか、外構を移設する必要がありまして、その予算を３４５万円計上していたんですが、総事業費の見込みを計算いたしましたところ倍ぐらいになる予想がつきまして、これを県のほうに補償金が足りないということをお願いしまして、今年度やるはずだったこの事業を丸々次年度に持ち越すことにいたしまして、補償金のほうもそれに合わせた金額を頂く形で県の土木事務所のほうとも連絡をとって調整が済んでおりますので、この３４５万円を減額補正という形でやらせていただいております。 説明は以上です。
次長 兼 スポーツ推進課長	スポーツ推進課所管のものにつきましては、まず６ページのほうになりまして、歳入のほうなんですけれども、６ページ一番下、６０番、その他決算見込みによる減額１１件、このうちスポーツ推進課のほうで２件ほどございます。 １件目がひたち野うしく小学校のプールの医療介護負担金こちらなんですけれども、学校の授業で使ってる時間帯以外ですね、現在一般開放に開けているわけなんですけれども、当初想定の数に遠く及ばない数字で今推移しております。当初、フルに１日開放９時間から１０時間程度開放して、１３０人から１５０人程度お越しいただけるのかなということで、温水プールだったんで

すけれども、「1点ちょっと分からない」の声あり）そのぐらいの人数を想定をしていたものですね、実際に蓋を開けてみると、少ない日は1日で10人をちょっと超える程度とか、多くても30人、40人しか利用されていない。夏場のプールは運動公園のプールがあった頃は夏場だけという解放ではあったんですけれども、それこそ400人、500人という1日の利用者があったんですけれども、立地的なものがあるのか、通年で温水でってなってわざわざ行かなくてもいいというふうに思っているのか、ちょっとその辺のところは不明な点が多いんですけれども、運動公園のプールもあのような状況ですので、通年一般開放を今やっているものの、なかなか利用者が来られる方が少ないという状況でございます。もうこの部分だけで約1,300万円ほど当初の見込みよりも下回っている。歳入として、1,500万円ちょっとで見ていたんですけれども、実際には300万円に満たないぐらいしか収入がない。こういう状況でございますので、3月の時点で約1,300万円ほど公債費の減額補正をしております。

もう1件は地域部活動のほうです。

こちらは今モデル事業やっているものの、学校の部活等も並行して行われていることもあり、あとはこちらとしてアンケート調査を生徒さんにかけてやってみたいといったことを、今年度モデルとしてやってはみたものですね、やはり参加者がいないという状況で、これはモデル事業としてなので、生徒たちがやりたいと言ったものがそのまま結果に直結して、参加が増えるかと言ったらそうじゃないという残念な結果は、モデル事業としての結果として、ここは受け止めるしかないかなと思うんですが、その分の参加費というのを見込んでた部分もございました。それが想定していた人数に当然満たなかったという部分で、歳入の減額というものを入れています。

あと歳出のほうですけれども、こちら14ページになります。

特出しされているわけではないんですけれども、14ページの上から3つ目、款10教育費項6保健体育費、49番の決算見込みによる減額、こちらの中にスポーツ推進課で発注した修繕工事のほうのですね、入札の差金がありましたので、それを今回減額するという事で、差金のほうで今回落とすのが95万3,000円。これを歳出予算から減額するという事で、49番に入っております。

スポーツ推進課は以上でございます。

報告第7号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長	次に、報告第 8 号「専決第 2 号 令和 7 年度牛久市一般会計予算について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	ただいま説明したのは、今年度の 3 月補正の内容で、これからご説明します報告第 8 号については、来年度、令和 7 年度の新年度予算となります。なお新年度予算に向けては教育委員会としての予算要求については 10 月の定例会で、議員の皆様にご承認いただいておりますが、新年度予算が今回内示されましたので、改めてご報告させていただきます。お配りした資料については、市としてつくりました新年度予算概要を抜粋したものです。 7 ページの表がありまして、市全体の一般会計予算は歳出合計ですが、330 億 6,700 万円です。前年度比で 1 % の増ということになっています。そのうち教育に係る予算は 10 番というところに教育費と書いてありますが、約 46 億 300 万円。全体の 13.9 % となっています。教育費についての主な内容は、7 ページの一番下に教育費というところがありまして、各項目が書かれております。この中で教育総務課関連で言いますと、11 ページをご覧ください。 11 ページの一番上のところに、給食費の負担軽減を行うとなっております。令和 6 年度から中学校の給食費を無償化しておりまして、来年度も引き続き中学校の給食費無償化を継続してまいります。また、給食費の食材については物価高騰分で非常に費用がかかっております。ただし、その費用については給食費に上乗せするのではなく、公費で賄っております。この事業の内訳という表の中の学校給食食材費無償化分というのがありまして、1 億 1,195 万 1,000 円、これが中学校の学校給食費無償化している分であります。 その下学校給食食材費（物価高騰対応分）1 億 300 万円、これが給食費に上乗せせず、市の公費で賄っている財源の数字となっております。 ほかに新年度予算で主な事業の説明をお願いします。
教育施設課長	教育施設課のほうは、ページでいきますと、19 ページになります。 下根中学校の長寿命化改修するという事業で、本舎のほうが築 40 年以上を超えているということがありまして、計画的改修工事を考えております。令和 6 年度から設計を行っておりまして、令和 7 年度も引き続き設計を行う予定で考えておりまして、そちらにかかる予算、5,126 万 7,000 円を計上しているといったところでございます。令和 7 年度中にですね、設計をまとめまして、そこで工事費を積算し令和 8 年度以降に財政状況を見ながら予算要望をかけて、実際に改修工事を進めていきたいというふうな計画を持っております。 私のほうからは以上です。
教育支援課長	教育支援課です。よろしく申し上げます。 13 ページになります。

	英語指導助手を派遣するということで、A L Tになりますが、11月にプロポーザルを行い県内最高水準ということで、英語を母国語とするA L T経験2年以上というところでプロポーザルを行い、今年も決まりました。子供たちの英語教育に力を入れてやっていきたいと思います。予算としては、6,652万円となっております。 それから19ページ、よろしいでしょうか。 教育関連相談受付電話「かっぱコール」ということで来年度も引き続きやっていきたいと思います。 それからそのあと一番下です。情報活用能力を育成するということで、これまでは個人で契約というかお願いしていたI C Tの支援員のほうなんですけれども、11月の1人1台端末入替えに伴って業者委託というふうに考えております。プロポーザルは、この後6月から7月にかけて行い業者を選定していきたいと思います。やはりここでもI C Tの活用能力を上げていきたいと思います。 説明は以上でございます。
生涯学習課長	牛久市予算の概要のところも、特出しは特にしていないので、見ていただくとすると、2ページのところの教育という表がありまして、そこにも入っているんですけれども、下からポチの5つ目にアートフェスティバル開催事業補助金（新規）とありまして、もしくは7ページの一番下の教育費というところの上から3行目にもアートフェスティバル開催事業補助金ということで、この補助金は特出ししておらず、うしく現代美術展という大きい補助金の中にぶら下がっている100万円なんですけれども、今年、うしく現代美術展がおかげさまで30周年を迎えることとなっております、それでアートフェスティバルというのは仮称なんですけれども、通常生涯学習センターでやっている本展のほかに、何かやりましょうということで予算をつけていただきましたので、今実行委員会のほうで、例えばサテライト的にシャトーのオエノンミュージアムの一部を借りてやろうとかいろんな案を出してるところでございますので、また固まりましたら教育委員の皆様にもお示ししてまいりたいと思っております。 以上です。
次長兼スポーツ推進課長	スポーツ推進課としては例年どおりの経常的な委託料ですとか、軽微な修繕等々を上げてあったり、あとソフト面では、会計年度任用職員のお給料であったり、補助金だったりなんですけれども、特にですね、2ページの下の方ですね、特徴的な事業一覧のほうの教育のところ、こちらの上から4番目、牛久運動公園テニスコートフェンス修繕工事が新規で上がっています。 その下、牛久運動公園運動施設利活用検討、こちらも新規で上げさせてもらっています。 こちらの4つ目のまずテニスコートのフェンス修繕工事なんですけれども、

教育長	運動公園にありますテニスコートの周り、フェンスで囲っているんですけども、開設以来大きな修繕もかけておりません。もうさびもひどく穴も開いているような状態。ネットフェンスに関しましては、下のほうはもう切れてしまっていて、ワイヤーフェンスなんですけど、切れてしまっている状態で、ボールが出ないように手前どもで使わなくなったネットを使って補修をかけたりということでこちらは対応していたんですけども、今回これも数年来予算計上していたものなんですけれども、なかなか市全体の中で見たときに予算計上ができなくて、今回つけていただいたというものになります。全体で事業費としては約6,000万円ほどかかる想定になっています。ただ、国のほうの補助金も申請しておりまして、まだ決定は下りておりませんが、つくようであれば2分の1の補助が受けられるものになっております。 その下の運動公園の運動施設利活用検討というものなんですけれども、資料の24ページ、「環境に入っているんですね」の声あり）ちょっとここに入ってる部分がどうなのかというのは、ちょっとあるんですけども。運動公園の利活用を推進するということで、今現在ある牛久運動公園、皆さんご存じのとおりプールが使えなくなっている状態のままになっていたり、体育館とか多目的広場等々もですね、設立当時のままで特段手が入っていない。今体育館に関しましては雨漏りの修繕をさせてもらっている。そういった状況の中で、この運動公園を今後どのように活用していくのか、それを今後検討していかなくちゃいけないと。これは議会でも、答弁等もしているところなんですけれども、その前段としてこの利活用計画策定にあたって、国の地方自治研究機構というところで、共同で研究調査のほうをさせてもらいたいということで、今上げております。 こちらにつきましては、市民の方へのアンケートを取って、牛久のどこをどういうふうにしてほしいとか、そういったアンケート調査から、全国規模の大会を開催するにはどういった施設が必要なのかとか。そういったものを、今後の計画策定の事前調査的な部分でさせてもらえればと考えて、計上してあります。400万円ということで計上してあるんですけども、実際の事業規模としては1,000万円になります。国の地方技術研究機構のほうで600万円出していただける、市のほうから400万円負担金で調査を一緒にやっていただけると、こういうことになっておりますので、特にプールの部分についてですね、市民の方のご意見を聞いたり、その他こういう利活用ができるんじゃないかという意見をもらうための調査ということで、今回400万円ほどを上げていくものがございます。 私のほうから以上です。 この2ページにある教育のところでもまだ説明がされていないのは、特別支援教育オンラインによる充実と、就学援助認定基準の拡大というところなんですけど、説明していただければありがたいんですが、2ページのところの下の教育
------------	---

教育支援課長	って書いてあるところの2番目と、下から3番目。 特別支援教育オンラインについてはコグトレという認知機能上げるトレーニングというアプリがありまして、それを活用して子供たちの特性というか凸凹があるところを改善していきたいというようなところで導入するものとなります。すみません、簡単ですが。 それから、就学援助については今まで基準が1.15だったものを1.3に引き上げて、今まで以上に困っている家庭を救っていききたいというところで、一応上げるということになっています。
教育長	特別支援教育のほうについては、LITALICOというアプリがありまして、それに特別支援の児童の状態像を入れていくと適切な支援みたいなものの一つの例が出てきて、その形で支援、指導するといったようなアドバイスが出てきて、それに類する教材が出てくるというようなもので、ある程度、特別支援が初めてという方も使いやすいかなって思うし、自分の指導のヒントになるようなアプリでもあるので、有効に使っていただいて、あと、結構このLITALICOというところについては、使用した後のアフターケアみたいなものもしっかりしてくれるところなので、相談をしたり研修をやってくれたりしているところもあるので、取り入れてみたらということでございます。 それでは、事務局の説明が終わりました。質問はありませんか。
吉原委員	質問ではなくて、お願いなのですが、中学校の部活動地域移行がなかなか思うようにどこも進まないような状況だと思うんですけども、今、高橋次長の説明の中で牛久運動公園の利活用という中でね、部活動の休日の活動なんかには使えないのかなと。使っていただけると、その場所探しとかね、随分利便性があるのかなと思うんで、ご検討いただければと思います。
次長兼スポーツ推進課長	地域に移す、地域の活動として活動するに当たって、当然牛久の運動公園、そのほかの運動広場、奥野、それから牛久、栄町、女化とあります。ですので、そこも当然使っていくような形にはなろうかとは思いますが。その前に、一般の利用者の方というのがやっぱり牛久市、比較的スポーツやってる方が多いので、そういった方々にも丁寧に説明した上で時間帯を区切って、この時間帯はそういった中学生の活動に充てさせてもらいたいと、ある程度のご了解をいただいた上で、牛久運動公園の体育館のサブアリーナは何曜日の何時からはちょっとそういった活動にもう当面充てます、もう予約できませんみたいな話をさせていただきながら、場所というのは確保していかなきゃいけないかなとは

	思っています。ただ、中学校のほうもですね、今は学校開放ということで、中学校の体育館とかも使わせてもらっています、一般の方。ただ、今使っているのは、あくまでも部活動があるという前提のもと、中学校については夜の7時からしか開放していません。休日の部活動が地域に移るということになれば、当然中学校の体育館というのが利用できるんじゃないかなというふうには考えますので、そこについても、活動場所として入れながら、市の公共施設というのも有効に活用できるように考えていきたいとは思っています。 報告第8号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、報告第9号に移らせていただきます。 報告第9号「牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いいたします。
教育支援課長	牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。よろしく申し上げます。 理由としては、これまで施設分離型で運営してきたおくの義務教育学校が、令和7年4月に義務教育学校施設一体型校舎ができて、南校舎のほうに児童生徒全員いますので、その関係で設置条例のほうを南校舎に移して、北校舎のほうは削除するというような形になっています。 以上になります。よろしく申し上げます。 報告第9号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	次に、報告第10号「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	牛久市放課後児童対策施設は、児童クラブです。おくの義務教育学校児童クラブは、旧奥野小学校の敷地北校舎でやっておりますけれども、先ほどの説明にもあったとおり、今度、旧牛久二中があった敷地のほうに行きますので、からもそちらのほうに住所を移すという、そのための改正でございます。 以上です。

教育長	報告第10号について質疑を受けるが質疑なし。 以上で、本日の議事は終了いたしました。 これにて2月定例会を終了いたします。 次回の定例会は、令和7年3月27日木曜日、リフレビル4階第3会議室、午後1時30分の開催となります。よろしくお願いいたします。また、3月13日木曜日リフレビル4階第3会議室で午後3時から、教職員異動内示についての臨時会を行いたいと思いますので、そちらも出席もよろしくお願いいたします。
------------	--